

田辺市家族介護用品・紙おむつ等購入費支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要介護高齢者（以下「要介護者」という。）を介護している家族等に対し、当該要介護者の介護に必要な紙おむつ等の購入費を支給することにより、家族等の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護者の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 家族介護用品購入費支給事業は、要介護者を現に介護している家族等に対し介護用品購入費を支給する。
- (2) 紙おむつ等購入費支給事業は、要介護者を現に介護している家族等に対し紙おむつ等購入費を支給する。

(対象者)

第3条 前条の規定による支給を受けられる者は、次に該当する要介護者又はその要介護者を現に介護している家族とする。ただし、要介護者が、市長が別に定める施設等に入所し、若しくは入居している場合又は医療機関に入院している場合は対象としない。

- (1) 前条第1号の事業は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市において記録されている者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定において要介護4若しくは5に認定された生活保護法（昭和25年法律144号）による被保護世帯に属するもの又は市民税非課税世帯に属するもの
- (2) 前条第2号の事業は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市において記録されている者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定において要介護1から3までに認定された常時失禁状態であると認められるもので、生活保護法（昭和25年法律144号）による被保護世帯に属するもの又は市民税非課税世帯に属するもの

(対象品目)

第4条 支給の対象となる購入品は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2条第1号の事業は、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤及びドライシャンプーとする。
- (2) 第2条第2号の事業は、紙おむつ及び尿取りパットとする。

(限度額)

第5条 要介護者1人あたりに支給できる限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号の事業は、年額70,000円とする。
- (2) 第2条第2号の事業は、年額25,000円とする。

(申請)

第6条 第2条の規定による支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、同条第1号にあっては家族介護用品購入費支給申請書を、同条第2号にあっては紙おむつ等購入費支給申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請は、居宅介護支援事業所等を経由して行うことができる。

2 市長は、必要があると認めたときは、申請者に対し受給資格の有無について関係書類の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかに、第3条に規定する要件及び内容を審査し、支給の可否について決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により支給の可否を決定したときは、第2条第1号にあっては家族介護用品購入費支給事業決定(却下)通知書を、同条第2号にあっては紙おむつ等購入費支給事業決定(却下)通知書により当該申請者に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条第2項の決定通知書を受けた者は、第2条の規定による支給を受けるときは、同条第1号にあっては家族介護用品購入費支給事業請求書を、同条第2号にあっては紙おむつ等購入費支給事業請求書により、それぞれ購入が確認できる領収書を貼付の上、市長に提出するものとする。

(不当利益の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により紙おむつ等の購入費の支給を受けた者がいるときは、その者に既に支給された紙おむつ等の購入費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月20日から施行する。

田辺市家族介護用品・紙おむつ等購入費支給事業事務取扱

この事務取扱は、田辺市家族介護用品・紙おむつ等購入費支給事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める規定の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

1 要綱第3条第1項関係

要綱第3条第1項の市長が別に定める施設等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 介護老人福祉施設（小規模含む）
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護療養型医療施設
- (4) 認知症対応型共同生活介護
- (5) 養護老人ホーム
- (6) 軽費老人ホーム
- (7) 生活支援ハウス
- (8) 有料老人ホーム
- (9) サービス付き高齢者向け住宅
- (10) ケアの専門家が日中常駐し、安否確認、生活相談のサービスを提供していると認められる住宅等